

一般財団法人

## 経済広報センター

講演会「中国における独占禁止法の運用実例と日本企業の対応について」

2015年9月14日（月） 14:00～16:00

経団連会館 5階 パールルーム

講師：劉新宇 北京市金杜法律事務所 パートナー弁護士

### 【講演】

中国の企業法務に詳しい金杜(キント)法律事務所のパートナー、劉新宇(リュウ シンウ) 弁護士を招き、中国の独禁法の運用事例と日本企業に求められる対応につき、説明を聞いた。劉氏は、外資系企業の処分が増加している独占協定の規制概要等につき、説明した上で、日本企業には、①社内コンプライアンス体制の強化や、②競合他社、川下企業等との接触時の配慮等の面において、具体的な取り組みを進める必要があると述べた。以下は、劉氏の発言概要である。

中国の独禁法は、2007年8月30日に公布され、2008年8月1日に施行された。中国の独禁法は、①合併・買収などにかかわる企業結合の申告、②独占協定(いわゆるカルテル)の規制、③市場支配的地位濫用防止の3つの柱からなっている。また中国には、日本の公正取引委員会に該当する組織は存在せず、企業結合申告は商務部、価格にかかわる独占協定・市場支配的地位濫用は国家発展改革委員会、価格にかかわらない独占協定・市場支配的地位濫用は国家工商行政管理総局が、それぞれ執行に当たっている。

外資系企業が特に注意すべきは、独占協定、すなわち「横のカルテル」と「縦のカルテル」にかかわる規制である。横のカルテル(水平的独占協定)の規制は、①商品価格の固定または変更、②商品の生産または販売数量の制限、③販売市場または原材料調達市場の分割等を対象としている。また縦のカルテル(垂直的独占協定)の規制は①第三者への再販売価格の価格固定、②第三者への再販売商品の最低価格の限定等を対象としている。

中国では、2013年以降、外国企業や外資系企業を対象にした独禁法による処分が目立って来た。ただ、中国国内資本企業を対象にしたものも多くあり、外国企業と外資系企業が処分された事例が全体に占める比率はそれほど高くない。また、独禁法により、処分が下された事例を見ると、会社の自首(リニエンシー)以外、内部告発に端を発するものもある。なお、リニエンシー制度について、中国と日本、欧米とは処分減免対象の認定などの面において異なる。

日本企業としては、①社員の遵法意識を高め、関連知識を習得させる為の研修の実施、②マニュアル整備、③当該分野に詳しい担当部署の設置、④社内規則の見直し・制定、⑤内部監査の実施、⑥内部通報制度の導入等を図る必要がある。これらにより、①競合他社・業界団体との接触時における価格、金額、数量等の情報交換の禁止、②川下企業との取引上での強要の禁止、③再

販売価格の拘束の禁止などを徹底し、違法行為の早期発見に努める必要がある。

以上

(文責 国際広報部主任研究員 藤原慎二)

---

一般財団法人 経済広報センター 国際広報部

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-3-2 経団連会館 19 階

[webmaster@kkc.or.jp](mailto:webmaster@kkc.or.jp)

<http://www.kkc.or.jp/>